

# 子供の貧困緊急対策事業

## 対象世帯

- ・生活困窮者自立支援制度に定める生活困窮者
- ・学校教育法に基づく就学援助制度の対象者
- ・ひとり親世帯の児童等
- ・要保護世帯等
- ・生活保護世帯
- ・その他、利用には制限があり定員にも限りがあります。

## 保護者の悩み

- ・ひとり親で生活が苦しい
- ・悩みを相談する場所がない
- ・職場の悩みを聞いて欲しい
- ・子育てがうまくいかない
- ・子どもを預ける場所がない
- ・障害を持っているのかもなど

## 子どもの悩み

- ・よく注意を受ける
- ・勉強が苦手
- ・学校に行きたくない
- ・やりたい事をさせてもらえない
- ・お家に居場所がない
- ・家族には言えない悩みがあるなど

## ★子ども支援員のお仕事★

支援を必要とする子どもに関して学校等の関係機関との情報許攸や、子どもの就学援助や「子供の居場所」などの支援につなげるための調整を行います。

○学校、区事務所、地域住民、学童からの相談も受け付けています。

○必要に応じて、その他（子ども医療・児童デイサービス等）の子どもの支援機関に繋ぐ支援も行っています。

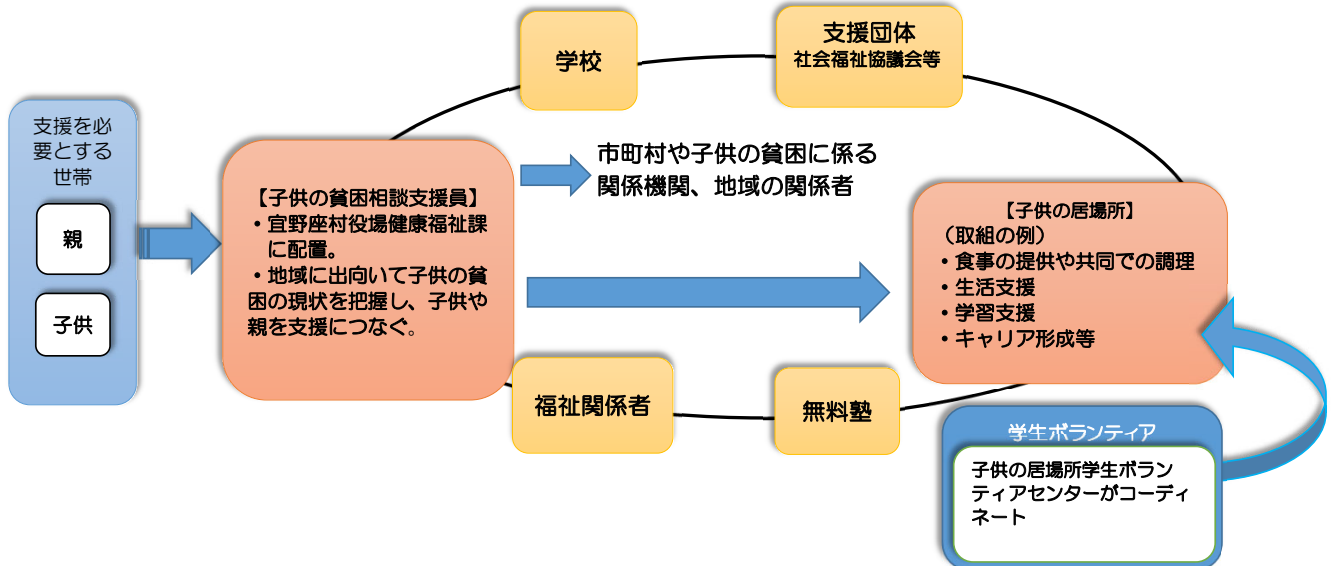
※役場に来ることが難しい場合には、話しやすい場所で行うことも可能です。（※要調整）

## ◆子供の居場所「えーる」◆

地域の実情に応じて、食事の提供、生活支援、学習支援、キャリア形成等を行いながら、日中や夜間に子どもが安心して過ごすことができる居場所を提供しています。

【お問合せ】

住所：宜野座村字漢那92番地の2 電話番号：(098)968-4021



◆お問い合わせ先◆

健康福祉課児童福祉係

電話：(098)968-3253